

経済財政諮問会議
議 事 録

(平成 20 年第 11 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2008 年 5 月 14 日(水) 17:30～18:43
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	福田 康夫	内閣総理大臣
議員	町村 信孝	内閣官房長官
同	大田 弘子	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	増田 寛也	総務大臣
同	額賀 福志郎	財務大臣
同	甘利 明	経済産業大臣
同	白川 方明	日本銀行総裁
同	伊藤 隆敏	東京大学大学院経済学研究科教授 (兼) 公共政策大学院教授
同	丹羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
同	御手洗 富士夫	キヤノン株式会社代表取締役会長
同	八代 尚宏	国際基督教大学教養学部教授
臨時議員	若林 正俊	農林水産大臣

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 農業改革について
 - (2) 業種別生産性の向上について
3. 閉会

(説明資料)

- 消費者のための農業改革を(有識者議員提出資料)
- 食料供給力の強化に向けて(若林臨時議員提出資料)
- サービス産業の業種別生産性向上プログラム策定について(甘利議員提出資料)

(配布資料)

- 食料供給力の強化に向けて(参考資料)(若林臨時議員提出資料)
- サービス産業の業種別生産性向上プログラム策定について(参考資料)
(甘利議員提出資料)

(本文)

○議事の紹介

(大田議員) ただいまから、今年 11 回目の経済財政諮問会議を開催いたします。

今日の議題ですが、若林臨時議員に御参加いただき、農業改革について御審議いただき、引き続き、業種別生産性の向上について御審議いただきます。

(報道関係者退室)

(大田議員) それでは、初めに農業改革について御審議いただきます。有識者議員、若林臨時議員の順に御説明をいただき、その後、自由に御議論いただきます。時間が限られておりますので、5分程度でお願いできればと思います。

では、まず有識者議員から、よろしくお願いいたします。

○農業改革について

(伊藤議員) 民間議員ペーパー「消費者のための農業改革を」について説明させていただきます。新興国の成長による需要の急増、バイオ燃料への転用などを背景に、農業を取り巻く国際環境は潮目が大きく変わりつつあると思います。一方、国内では、農業の生産性向上の努力を続けてきましたが、長期下落傾向に歯止めはかかっていません。また、耕作放棄地の長期拡大もあり、農業生産額は大幅に減少しています。農業従事者の人口高齢化も深刻化しており、これまでの延長の政策では、危機を克服できない状況になっていると思います。この潮目の変化を強い農業、強い担い手を育てるチャンスとして、農業衰退の流れを反転させるバネにすべきであると考えます。そこで「21世紀新農政 2008」の着実な実行と並行して、新たな発想で、以下に述べる企業型農業経営を推し進めることを提案したいと思います。そのカギは、平成の農地改革にあると思います。企業型農業経営の拡大と平成の農地改革は、消費者が国産の質の高い農産物をより安定的により多く享受できるようにするために、また農業を地域の基幹産業・雇用の場として復活させるために、更に日本の豊かな資源を地球環境対策に効果的に活用するために、極めて重要な取組であると思います。

第1に、なぜ企業型農業経営が重要か、ということ。

まず、「①供給増加、生産コストの引下げ、輸出拡大のために」。生産調整等による生産縮小の中で価格を支えるこれまでの農業から、規模の拡大によりコストを下げ、消費者に安定的に提供する農業に変わっていくことが必要だと考えております。自給率を上げるには、供給を増加させなくてはならない。そのためには供給が増加する中でコストが下がっていないと高いものを買わされるわけですから、供給の増加、コストの引き下げ、これは大規模化ということによって初めて可能になるというのが我々の考え方です。「②農業分野で働きたい人のために」。若者や退職後の団塊世代などが法人に勤めるかたちで、容易に農業に参入できるようにするということが重要だと思います。「③消費者のニーズに応え、農業所得を拡大させるために」。

企画、生産、流通、販売が垂直的に統合された農業経営で消費のニーズに応え、さらに農・商・工が水平的につながる農業経営によって付加価値を高め、1人当たりの農業所得を増やす。「④効率的な農地利用のために」。農地の集約化、耕作放棄地の再生により、農地の大規模化を図り、土地利用型農作物の生産の効率化を行う。「⑤農業の高度な技術開発のために」。農業分野でのイノベーションで生産性を飛躍的に高め、また、地球環境と両立する農業を実現するためには、高度な技術開発が不可欠である。

第2に、企業型農業経営への課題、ということ。

企業型農業経営を抜本的に拡大するためには、以下の2点について、別紙の政策パッケージ例（9項目）を中心に総合的な取組が必要である。「（1）大規模な経営展開を可能にする農地改革」。これを平成の農地改革と呼びたいと思います。戦後の農地改革では、小作農から自作農への転換がなされました。平成の農地改革では、農地を最大限に活用するために、所有と利用の分離を行うこととなります。これにより、地域の実情に応じた土地集約を行い、農業経営の大規模化を進めるための基礎条件を整備します。「（2）農業生産法人の飛躍的拡大に向けた要件の見直し」。農業経営を志す法人の参入について、事前規制を大幅に緩和し、土地利用を中心とした事後規制体系に転換する。

第3に、今後の進め方。

今後3年間で企業型農業経営の拡大と平成の農地改革を目指し、そのための制度改正や支援策を政策パッケージとしてとりまとめるべきであると考えます。農林水産省においては、今年秋までに具体的な政策パッケージ案を策定し、経済財政諮問会議においても議論を行い、年内に成案を得るべきであると考えます。

別紙政策パッケージに盛り込む例は9項目であります。

「1. 平成の農地改革」。大規模な経営展開を可能にする農地改革。

①現在の農地法体系は、農地の所有者と耕作者の一致を原則とする構成になっていますが、所有と利用を分離し、農地が有効利用されるように制度を整備する。②長期の経営計画の下で、農業生産を行うことが可能になるよう、20年を超える定期借地権制度を創設する。③農地データベースを平成21年度中に完成させ、民間による農地仲介を支援する。④農地に関する第三者機関により、利用状況を監視・是正する。⑤農業委員会が設定する標準小作料制（いわば参照価格）を廃止し、需給を反映した価格体系とする。

「2. 企業型農業経営の拡大」。農業生産法人の要件の見直し等。

⑥役員の過半が農業の従事者であることが要件となっているが、農地リース方式と同様に要件を1名以上と緩和すべきである。⑦販売、仕入れ、農作業委託など、農業生産法人と取引のある者の議決権は4分の1以下に制限されているが、この要件を撤廃または緩和すべきである。⑧農業関連事業からの売上が、売上全体の過半を占めることが要件とされているが、この要件を撤廃すべきである。

「3. 農地リース方式の改善」。

⑨農地利用を希望するユーザーに対して、市町村から、使い勝手の悪い耕作放棄

地の多い地域が指定されるなどの問題点が指摘されている。ユーザーの望む土地集約が実現するよう、市町村の地域指定を廃止し、経営体の選択の自由度を高めるべきである。

以上、少なくともこの政策パッケージ 9 項目というものが入った総合的な取組が必要であるというのが民間議員の非常に強い要望になっております。

以上です。

(大田議員) それでは、若林臨時議員、お願いいたします。

(若林臨時議員) では「食料供給力の強化に向けて」という資料で御説明いたします。

1 ページ目。これは世界の食料供給構造が変化したことを明らかにしております。一つ一つの表の説明は省略しますが、現在、世界の食料需給はひっ迫の度合いを強めています。世界的な気候変動や人口超大国の所得向上による食料需要の増大等により、主要な穀物などの価格は過去最高水準を記録しています。このことは世界の食料需給構造が大きく変化しつつあることを意味しています。輸出国は、従来、生産過剰による価格低迷を背景に、輸出補助金まで付けて農産物を輸出する一方、輸入国は比較的容易に食料を調達することができたという事情がありました。ところが、現在では、各国が必要な食料の確保に走るなど、食料争奪の様相を呈しており、輸出国では一方的な輸出規制が行われています。この影響は特に食料輸入国において顕著であり、食料をめぐる、暴動や抗議行動等が頻発をして死者を出す事態になっている国も出ているという現状にあります。

また、我が国では、こうした国際状況の下で、消費者に配慮した形での国家貿易制度の運用などを行っているところでありますが、パンやしょうゆ、食用油など、原料を輸入に依存した製品の価格が上昇しています。また、飼料用輸入トウモロコシは飼料原料、輸入原料の高騰で、畜産経営や食品製造メーカーの経営が悪化しています。このように世界の食料供給構造は不安定化し、このような傾向は将来においても続く可能性が高いと思います。まさに潮目が変わったと言えます。

このような状況の中で、世界最大の食料純輸入国である我が国としては、世界における食料安全保障を確立するため、国内においては農業の体質強化を進めることにより、食料供給力の強化を図るとともに、食料不足に悩む途上国に対してはさまざまな支援を推進していく必要があると思います。

2 ページ目。具体的にどのようなスケジュールの下で、世界の食料安全保障に貢献をしていくのかということについて述べています。

ちょうど 1 週間前の 5 月 7 日、総理御出席の下ですべての閣僚をメンバーとする食料・農業・農村政策推進本部が開催されました。そこでは、各界の有識者から構成される「食料の未来を描く戦略会議」というのを設けていますが、その戦略会議から国民へのメッセージとしてペーパーがとりまとめられたところです。国の責務として食料の安定供給を図ることを始め、食料安全保障を確立するための課題についてお示しをいただいています。これを踏まえた形で、後ほど御説明しますが、国内の食料供給力の強化に向けた各般の施策を含む「21 世紀新農政 2008」が決定さ

れ、早速この実行に入っているところです。

併せて、今後、食料自給率向上に向けた国民運動を新たに立ち上げて、消費者や事業者、生産者、行政が一体となった運動を推進していく必要があると思います。この国民運動というのは、やはり消費構造を消費者自身の食生活、我々は日本型の食生活と言っていますけれども、消費者自身も豊かな食生活とは何かという視点で、消費者にも考えて選択をしていただかないと、全体が食料の供給安定に向けた姿形には生まれてこないという認識で、国民運動ということを申し上げます。

また、今月末に横浜で、第 4 回アフリカ開発会議（T I C A D O IV）が開かれます。6 月上旬には、首脳級の出席が予定されています F A O、国連主催の世界食料サミットが予定されています。そして 7 月には、我が国が議長国を務める北海道洞爺湖サミットと、食料問題を取り扱う重要な国際会議が立て続けに開催されることになっています。

これらの機会をとらえ、世界的な食料問題の解決に取り組むべき行動について、我が国がリーダーシップをとって、積極的に訴え、実行に移していく必要があると考えています。具体的には、我が国の米の活用を含む緊急食料支援や国際機関への資金拠出、過剰な輸出規制等の自粛に向けた働きかけを強化すべきであると考えています。

また、中長期にわたり実施するものとして、途上国への農業技術支援や途上国の食料を奪うことにならないよう、食料と競合しない形でのバイオ燃料生産等に取り組むことが重要であると考えています。

さらには、次に述べる「21 世紀新農政 2008」に基づき、輸入依存度の高い農産物については、国内の食料供給力を強化することも、世界の食料問題の解決に資するものと考えているところです。

3 ページ目。そこで、我が国の食料供給力強化に向けた取組であります。農業生産の要素としては、モノ、ヒト、土地、技術と分けて整理しまして、全体をパッケージとして示しました。

まず「モノ」については、国産農産物を積極的に活用するための取組として、米を米粉や飼料として活用するための体制の整備や飼料自給率の向上などに取り組む必要があると思います。特に米粉や飼料米につきましては、2000 年も連作障害なく稲作をつくり続けられるという水田があります。かつ急峻な河川の下、多雨な我が国の気候に適した生産装置ともいうべき田を利用していけるというメリットがあります。

高度に発達している我が国の伝統的な稲作技術を活用して、ご飯という形態だけでなく、パンやケーキ、麺類などに活用できる米粉用であるとか、あるいは餌用であるとか、そういう米をつくりながら、いざというときの主食用米の生産に備え、水田という水利システムを持っている機能というものを大事にして、価格を始め利用に向けた課題がありますが、その課題を克服するために取り組んでいく必要があると考えています。

国産ニーズの高い野菜だとか畜産物につきましては、「加工・業務用需要対応プ

ラン（仮称）」を策定し、計画的にこれらを進めていき、外食とか中食などでのシェアを国産で奪回するように取り組むほか、飼料自給率の向上、さらには平成 25 年度には 1 兆円を目指した輸出促進などにも、引き続き取り組んでいく必要があると思います。

次に「ヒト」の問題ですが、農業の将来を担う経営を育てるために、水田・畑作経営所得安定対策を着実に推進するとともに、農業経営の法人化、経営の発展段階に応じたきめの細かい支援、更には先進的な経営体での研修支援などによる農内外からの若者の就農促進を図っていきたいと思います。

「土地」についてですが、もう一つあります参考資料「食料供給力の強化に向けて」の 9 ページをご覧くださいと思います。

食料の生産基盤である農地については、戦後、農業地開発や干拓などで、少しずつ増やす努力をしてきたところですが、現実には転用などで減っていく面積の方が多くなっています。言うまでもなく、農地は一旦転用されたり、耕作放棄ということになりますと、なかなか取り戻すのは困難であります。農地の間、間に転用された施設や資材置き場などがあると、効率が悪くなるとともに、排水など、土地利用、農地利用上のさまざまな問題が生ずることになります。

今後、安易な農地転用を抑えるとともに、耕作放棄地の解消に努めながら、農地の確保と有効利用を図っていく必要があると考えています。

具体的には、昨年 11 月に、この経済財政諮問会議で私が御説明した上で決定した「農地政策の展開方向について」に即しまして、全体の改革が平成 21 年度までに始められるように、年内に貸借の規制の見直しや面的集積を促進する仕組みの構築を進めるつもりであります。

また、平成 22 年度末までに 500 法人の参入を図るとともに、平成 23 年度までに農業上重要な地域である農用地区域を中心に耕作放棄地の完全解消を目指したいと思います。

「技術」の面ですけれども、我が国農業が持っている潜在能力を発揮させるために、労働時間を 3 割削減することが可能な新たな省力栽培システムを始め、生産現場にイノベーションをもたらすような技術開発を加速化する必要があると思います。

また、農商工連携によって、中食の増加といった食の外部化傾向や消費者の安心・安全への関心の高まりに対応して、流通業のノウハウを生かした商品開発等を進め、国産農産物を活用したニュービジネスの創出を図っていきたいと思います。

これらによりまして、平成 27 年度の食料自給率目標 45% を達成することと、不測時においても、国民への食料の安定供給が図られるように、国内農業資源の確保を図ってまいりたいと思います。その際、国民に御理解をいただける範囲で、財政負担をお願いすることも含めて、検討をしていかなければならないと思っています。関係各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

最後に、民間議員の御提案について、一言申し上げたいと思います。

民間議員のお考えは、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素である農地

について、その最大限の有効利用を目指すという点で、基本的な認識において、大きくずれていることはないと考えています。

他方、農林水産省としては、現在、昨年 11 月に公表した「農地政策の展開方向について」に沿って、農地制度の改革を進めることとし、もう具体的に取り組んでいます。この中で、食料の安定供給確保の視点に立って、優良農地の確保対策や有効利用の推進方策と農地転用規制強化策等を一体のものとして検討し、年内に成案を得る考えであります。節目節目でこの経済財政諮問会議にも説明させていただきたいと考えています。

次に、民間議員ペーパーの中で、企業型農業経営を特に強調されています。この点についても申し上げておきたいと思えます。

リース方式の活用によって、企業の参入を促進し、農業の活性化を図ることは重要であると思えますが、農地や家畜という自然を相手とする産業としての特色から、農業の中心的な担い手は、あくまでも家族経営であります。このことは、生産性の高い大規模農業を営む米国においても、98%程度の農業経営帯が家族経営であるということでも明らかだと思えます。

したがって、企業型の農業経営と書いていますが、これはまさにそのとおりで、法人ということの経営形態ということではなく、企業マインドを持った家族経営の育成ということについても、十分力を注いでいくことが重要であると考えています。

また、民間議員ペーパーにある農業生産法人の要件の見直しや利用状況等を監視する第三者機関の設置などの個別具体的な内容につきましては、法制上の整理や立法技術的な問題も種々ありますので、検討をしていくつもりではありますが、結果としては、ひとつ行政側、私の方にお任せいただきたいと思います。

以上でございます。

(大田議員) ありがとうございます。それでは、自由討論に入ります。

八代議員、どうぞ。

(八代議員) 若林臨時議員、どうもありがとうございました。非常にこれまでも農林水産省は農業の活性化のためにいろいろ努力されてきたことはよく理解していますし、今、更に強力な政策を打たれようということはよくわかっているつもりであります。

ただ、最後におっしゃいました、「やはり家族経営を基本にしなければいけない」という点であります。確かに外国でも家族経営は大きな役割をしていますが、規模が全然違うわけで、例えばフランスでは 50ha 以上で農業経営が行われている割合が 8 割に達するわけにあります。例えばパリのシャルル・ド・ゴール空港ができたときに、あの用地を獲得するために交渉した農地保有者はわずか 6～7 人だ聞いています。それぐらいの大規模農家であれば、家族経営でも別に問題はないわけですが、日本の場合は余りにも零細である。この零細な家族経営の現状から考えれば、やはり法人・企業型経営ということを考えることがやはり日本にとって必要なことではないだろうかと思えます。

それから、民間議員ペーパーの一番最後にグラフが付いていますが、食料自給率

は、これまでの農林水産省の努力にもかかわらず下がりっぱなしでありますし、耕作放棄地も高齢化に伴って上がりっぱなしであるわけです。やはり従来の政策の延長ではなくて、大胆なブレークスルーが必要ではないかと思われます。その意味でも、民間議員ペーパーの別紙に掲げた 9 項目の政策パッケージについて、是非、実現していただきたいと考えています。

(大田議員) 丹羽議員、お願いします。

(丹羽議員) 「やはり大型化がなぜ必要か。」「なぜ、日本で大型化ができなかったか」ということについて、今、八代議員から説明がありました。「なぜ大型化が必要か」といえば、日本におけるお米の規模別の生産費の比較を見てみますと、0.5ha 未満の全生産費は 10a 当たり 19 万 7,034 円であるのに対して、15ha 以上の規模になりますと 9 万 8,263 円と、49.9%に生産コストが下がります。それでは、0.5ha あるいは 1ha、2ha のところがたくさん存在していれば、コストは非常に高いものになります。

これを、1kg 当たりいくらぐらいになるかを計算してみたところ、10a で平均反収が大体 511kg ぐらい採れることになります。それで見ると、0.5ha ですと 1kg 当たり 380 円のコストです。15ha になりますとコストが 192 円となり、約 190 円削減できるということ。現在、日本で売られているのは 1kg 当たり大体 300 円、高いもので 800 円位となっています。

それでは、中国でどれぐらいか。一般の中国人が食べています中国米が 1kg 当たり 5 元、75~80 円です。そして、良品の中国のお米、我々が北京で精米工場を持ってやっていますが、そこで 7 元、大体 100 円です。一方で、日本から輸入されているものは 1kg 当たり 100 元、1,500 円です。だれが買っているか。ほとんど贈答用にしか買っていない。つまり、中国で良品のお米が 100 円、日本から行ったものが 1,500 円ですから、大体 15 倍なわけです。

さて、今申し上げたように、生産コストを下げるためには、15ha 以上になると 50%もコストが下がる。そうすると、190 円下がるということは、現在売られている日本のお米の値段が 300 円とすると、大型化すれば半分ぐらいのコストでできるということになる。150 円というと、中国の普通米の大体、倍ぐらいです。大したことはないではないかと思はるのです。大したことはないというのはおかしいけれども、良品の中国のお米を 7 元とすれば 100 円で、300 円で売られているものを大型化してやれば 200 円にはできるであろう。そうすると、中国のお米の倍の値段で入る。これは何とかなる。15ha よりももっと増やす。例えば 50ha、100ha にすれば、これは確実に競争力がでてくる。日本のお米がべらぼうに高いというのは何もしない時の話で、それはどうも間違っているのではないか。

それで、この民間議員ペーパーの 9 項目の実行宣言を出すといい。要するに、いくら政策を掲げて実行されなければ全く意味がない。この 9 項目の実行宣言を実行すれば、今、申し上げたようなことは可能だ。農家も自信を持ってこれに取り組むべきである。それでは、どのようにして、これを実行可能にするか。

これの一つの例は、アメリカ人のファンドがゴルフ場を猛烈に買収しているので

す。彼らは百数十のゴルフ場で 50～60 億の利益を出しているのです。なぜ、出しているか。それは、ゴルフ場を自分の近辺でいくつも持っていて、キャディーさんを融通し合う。芝の機械も融通し合う。あるいはレストランも食料の購入で融通し合う。そういうことで、インターネットを使ってクラスターをつくって、そこで、例えば雪かきの機械もそうですが、大型のものを買って、みんなで使う。キャディーさんも足りなければ、AからBに移す、BからCに移す。

農業も一緒であり、いろいろなところ、小さなところがあるのを今のような形で広域連合を組めば、農機具が共同して使えるではないか。あるいは購入するときに大量で買えば安くなるではないか。それから、労働費も相当安くなる。先ほど申し上げた農林水産省の資料によると、生産費の中で労働費というものは、0.5ha 未満のときは 6 万 4,700 円かかるのです。ところが、15ha になると 2 万 3,900 円になるのです。何と、労働費というものは小さな規模の農家に比べ大型化すれば 37% で済むというのは、まさにアメリカのファンドがやるゴルフ場の経営と一緒になのです。遊びをなくして、どんどん次から次に回していくとコストが下がるわけです。機械の費用も下がる。それから、土地の利用もできる。

生産コストが大幅に減るといえるのはこういうことなのです。したがって、どうしても私が言いたいのは、大型化が必須の条件であるということ。大型化農業をするためには農地の改革をしなければいけないのであります。ということで、この 9 項目の提言が今日出ているわけです。これを是非、実行してほしい。別に法人化して株式会社化することが目的ではないのです。大規模の農業の形を取るためには、広域連合すればいいことで、株式会社化して上場する必要もないのです。ただ、今、国としてやらなければいけないことは、大規模化農業を進め、コストを下げ、十分競争力のあるものにすることで、それをやるために 9 項目の宣言を世間に公表して、どうしてもやらなければいけないように自分を追い込んでいかないと、これはなかなか進まないのです。是非、9 項目の実行宣言を出していただき、それを実行していただきたいと思えます。

(大田議員) ほかにいかがでしょうか。

伊藤議員、どうぞ。

(伊藤議員) この「21 世紀新農政 2008」を読ませていただいたのですが、その中に食料供給コストの縮減という項目があり、そこで「食料供給コスト縮減アクションプラン」(平成 19 年 4 月 27 日改定)に沿ってコスト縮減をするというように書いてある。それで、そのアクションプランなるものを見てみたけれども、1 年前に策定されたものですから、その 1 年の間にどのような進展があったのかということをお聞きしたい。

あとは、この中でポイントは、今、丹羽議員が強調された大規模化だと思うのです。経営規模の拡大、技術開発等による生産コストの縮減がポイントであり、やはりコストが下がらなければ、いくらお米を食べてくださいと国民運動をしても限界があると思うのです。あるいは米粉をつくってパンをつくる、ケーキをつくる、豚に食べてもらおうといっても限界があると思うのです。これはコストを下げるのが大

前提であり、そのためにはやはり大規模化しかないというのが、今、丹羽議員が強調されたことだと思います。

それとの関連で、若林臨時議員からの御説明に言及がなかったのですが、
「21 世紀新農政 2008」には水田の有効利用というところで、生産調整目標を達成するために全力を挙げるといふ項目があります。私、これはおかしいと思うのです。生産調整というものは非常に小さい単位、県あるいはそれよりも小さなところで、これ以上はつくりたくない、つくりたくないにしてくれということをやっているわけで、これは自給率向上の目標とは相入れない。やはり供給を増やすということは、そこで価格が下がる。価格が下がるのに耐えるだけのコスト構造を持ったものをつくらなくてはいけない。

それと、一番安くつくれる場所で米あるいはそれ以外の飼料をつくる。全国一律に、コストとは無関係に生産調整を強化するのはおかしい。昨年までは、生産調整はなるべく地元に任せるといふことだったわけですが、ここで急にそれを強化するといふように変わってきたのは残念だと思うのです。だから、やはり自給率向上のためにコスト削減、コスト削減のために大規模化。それで、自由にコスト削減を競うというメカニズム、インセンティブがないとうまくいかないと思います。

(大田議員) 今のは御質問ですか。

(若林臨時議員) どんどんと意見を言ってください。

(大田議員) それでは、最後にいいですか。

甘利議員、どうぞ。

(甘利議員) 世界的に穀物価格が高騰しているわけです。食品供給が足りない、食料需給のひっ迫が心配されている中で、日本はといえば、生産調整を行って、山形県に相当する面積の休耕地が存在しているわけです。

民間議員ペーパーにも、「潮目の変化を」、「チャンスとし」、「バネにすべき」とあります。まさに、この世界情勢は、日本の「強い農業」を育てる絶好の機会だと考えます。

まず、民間議員提案にあります、「企業型農業経営」の抜本的拡大と「平成の農地政策」を推し進めることが重要であります。これにより、「農地」、「人材」といった農業資源をフル活用して、先進的な農業技術、経営手法を導入して、市場で求められる農産物を供給できる体制を強化することが重要であります。まさに、農業に市場を意識した企業感覚を導入するといふことは必須であります。

併せて、政府を挙げて、内外における新たな需要の開拓を進めることが重要であります。例えば、海外市場に対しては、おいしさ、高い品質、安全などを売り込める高級市場を開拓して、積極的に輸出をすればいいことであります。

いざという不測の事態には、これを国内向けの供給力とすることで食料安全保障となります。これこそ、まさに食料自給率の強化につながると思います。

実際に、諸外国の穀物自給率を見ても、輸出の促進により、ドイツや英国でさえ 30%前後、農業国のフランスに至っては 100%以上も自給率を輸出が押し上げています。

ところが、我が国は、輸出が自給率を押し上げている寄与度は 0.4%しかないという実態があります。

また、国内市場に対しては、日本米のよさがわかるように、学校給食においしい日本米を提供する。将来の有力な消費者たる子どもに日本産品を好きにさせるということです。そうした戦略を更に進めることが重要だと思います。

こうした新しい農業政策を推進するに当たり、経済産業省としては農林水産省とともに、「農商工連携」の一層の推進により、市場ニーズに基づいた販路拡大支援、生産性向上につながる経営指導など、やる気のある主体に対する支援を行ってまいりたいと考えています。

(大田議員) では、御手洗議員、それから増田議員。

(御手洗議員) 今、ご指摘がありましたとおり、やはり企業的経営の手法を導入するということが重要であるわけですが、そのメリットとしては、例えばバイオ技術の開発が更に進むほか、生産設備や生産技術の進歩が見られるわけです。

私は、実際に見た一つの例を申し上げますと、バイオ技術を生かして、アジア最大規模の温室で花卉栽培を温室でやっているところがあります。ここでは年間 400 万鉢の鉢を生産して十分利益が出ています。その利益も公開している。私は現に見てきましたけれども、このように農業を企業化することによって、科学的な農業を転換できる。科学的な手法という面が進歩するだろうということが言えると思います。

もう一つは、そのために農業生産法人にそういった企業の経営手法を取り入れやすい形に是非改善をし、企業の経営になじむ体質に是非転換してもらいたい。

民間議員ペーパーの別紙にあるとおり、長期の定期借地権制度というのは、これには書かれていないのですけれども、農地を現物出資して株式を取得する仕組み等々、要は農地の所有と利用の分離を進める新たな制度を用意したらどうかと思います。その際に、相続税の納税猶予をリースの場合にも適用する等、思い切った税制上のインセンティブを附与するなど、そういったことを加えて、実際に所有と利用が分離され、企業的経営の手法が導入しやすい土壌づくりに向けて、私は早急に法整備すべきだと思います。

(大田議員) では、増田議員。

(増田議員) 耕作放棄地についてですけれども、40 万 ha ほどにのぼりますし、埼玉県ぐらいの面積になるので、この問題を考える必要があるのです。今回の「21 世紀新農政 2008」の中で市町村がこの問題の解消計画をつくり、平成 23 年までにゼロを目指すということなので、これは当然重要なことでもありますし、農地として活用する部分と、それからかなり山林に戻すという部分もあるのだらうと思うのです。そういう個々の耕作放棄地の今後の土地利用について、市町村がいろいろ現場で判断していくということになると思います。

私は、そういった個々の土地利用については、耕作放棄地は、今回、地方に全面的に対策を委ねておまして、農地転用そのものについても、私自身、優良農地を確保することはとても重要でありますし、その周辺農地の営農の支障となるような

転用は厳しく制限しなければいけないと思うのです。そういった農地転用許可制度の適切な運用が必要だということと、それを個別の転用許可について、国が必ず見ていかなければならないのかどうかということとは、直接には結び付かないのではないかと。

すなわち耕作放棄地対策などについても、いろいろな周辺等の状況から地方にいろいろな対策を委ねているのと同様に、農地転用許可についても、地域の実情に詳しい地方にもっと任せるということを、今後、お考えいただくことが適切な農地の確保ということにもつながっていくのではないかと思います。

(大田議員) どうぞ。

(町村議員) 何か民間議員と若林臨時議員と対立しているように見えるのですが、若林臨時議員提出資料「食料供給力の強化に向けて」(参考資料)の6ページを見ると、法人化への取組を推進と書いてあり、それから8ページ目を見ると、長期賃貸借の導入とか、あるいは貸し借りの規制を見直して、簡素化して貸し借りしやすくすると書いてある。表現上は民間議員ペーパーと非常に似たことを言っておられるのです。

しかし、どこか違うのです。法人だっていいと言っているのですから、何が食い違っていて、何が食い違っていないのか、よくわからないのです。

ですから、ほぼ同じ方向を向いてやろうとしているのに、手段が白か黒かみたいなことはおかしな話だと思うので、ここは十分合意に達し得る中身が盛り込まれているような気がしているのですけれども、民間議員ペーパーで若林臨時議員が受け入れられるのが相当あるのだと思うのです。

(丹羽議員) 企業型経営に対して、若林臨時議員は、やや危惧の念をお持ちになっておられるかなと。

(町村議員) 法人化への取組を推進と書いてあるから。

(丹羽議員) ええ、先ほど大型化は大事だけれども、アメリカとか欧州もやはり個人が多く、農業は個人でやるべきものではないかというお考えでしょうか。

(若林臨時議員) 私は、どのぐらい時間がもらえますか。これだけの問題であり、本当に大変なことですよ。

(大田議員) 甘利議員、どうぞ。

(甘利議員) 若林臨時議員も、それからもっとさかのぼれば、松岡元農林水産大臣も日本の農業をどうやって元気にするかという問題意識を持っておられる。その中で輸出ドライブをどうかけるかとか。

要は農業も産業なのですから、市場を見据えて、市場に自分のものを売り込んでいく、そのブランディングとかマーケティングとか、そういう感覚に基づいて、農林水産省が全部号令をかければよいと思うのです。

地元の農協の中央会に、農協も生き残るためには、乱暴な言葉で言えば、農産物の商社になるぐらいの意気込みがないと、置いていかれてしまうという話をしたことがあるのです。つまり、農協にはいいものをつくるための指導員はいても、どうやって売り込むかという指導員はいないのではないのでしょうか。

そうすると、農林水産省が予算を付けてくれないからという話で終わってしまったわけです。やはり若林臨時議員がこれだけ意欲的なものだから、農協全体を見渡し、どうやって内外に仕掛けをしていくかという意識改革を行い、それをそっくり農協にでも何にでも下ろしていけばいいと思うのです。そこが、実は現場の人と話してみると、変わっていないですし、そんな予算は来ませんからということで終わってしまうわけです。そんなことをしていると、本当に農協は農民から頼りにされなくなってしまうと心配して言っているのです。

(大田議員) では、お願いします。

(若林臨時議員) 今、町村議員がいろいろお話になりましたが、なるほど方向性はそういう方向を向いている。しかし、ここで書かれている提案について、それをやったからといって、日本の土地利用型農業の規模拡大が進んでいくという実態に、いずれはなっていくかもしれないけれども、一定の見通しの持ちうる期間中に革命的に改革が進み、規模拡大が土地利用型農業について進むとは思えないのです。それは、現状、現実の認識の問題だと思うのです。

実は私は農林水産省に 25 年勤めましたけれども、そのうち 3 分の 1 は農地制度に関して取り組んでいたのです。借地を取り入れるという農地の流動化を一番最初に行ったのは昭和 45 年だったけれども、そのときは課長補佐として取り組んだ。次は昭和 50 年に、農振地域の整備をして、集団的な利用を進めるという改正も担当しました。昭和 55 年に利用増進法という形で、農用地の集団的な利用をどう借地を中心に進めていくかという 55 年改正も私は課長として関わったのです。

ほかにもいろいろな改正があるのですがけれども、農地制度改革の中では規模拡大が決め手だ。土地利用型の農業については、規模拡大がなければ農業の生産性は上がらないし、農産物の価格も下がらないという認識は全くそのとおりだと思います。それでは、どうやったら規模拡大が一定の期間の中で達成できるのか。そのために、地主、土地を貸す方、土地所有者に賃貸奨励金というものまで、私が責任者のときに出した時期があるのです。1 反歩当たり、3 年貸したときは 10,000 円とか、5 年貸した場合には 20,000 円とか、そこまでやって貸してくれということで、政策的に旗を振ったことがあるのです。それはそれなりにある時期の効果はあるのですがけれども、現実的には、それだからといって借地が広がっていくことにはならなかったのです。やはり法人にすればその問題が解決するとは思えないのです。

ただ、町村議員がおっしゃられたので申しますと、今、私の方で農地法の改正案は、まさに借地による規模拡大しかないという認識の下に、所有と利用を分離して、利用については原則自由化しようとしています。借りる方は農業生産法人とは言わない、株式会社でもいいのではないかとという基本で、あとは法制的にどう仕組むかということでありまして、今、そういう基本路線で法制的に検討しています。それから、賃貸借についても、20 年以上の定期借地権は、民法の特例として認めるつもりでいます。標準小作料も廃止したいと思います。土地の小作所有制限というものも廃止しようと思っています。

そういうことを行いますが、土地利用について、民間議員ペーパーの 3 ページ目

の 1. ④にある「利用状況を監視・是正する第三者機関」はどこに設置するのかわかりませんが、第三者機関が「こらっ」というような形で、土地を有効に利用しないものを監視するという機関が、農村社会の中で有効に作用するとも思えないし、一体、第三者機関というのはどんなものを、どこに置くことを想定しておられるのか。農地仲介について、民間の仲介者というのはいいのですけれども、これまで地域の中で信頼関係に基づいて農地の貸借をあっせんするという仕事を進めてきました。農地保有合理化法人などをつくって取り組んできたのですけれども、やはりつながりのない人が農地の仲介、あっせんをしても、なかなかうまくいかないのです。ブローカー的なものでやるわけにもいかない世界であり、それでうまくいくことに私はならないと思っています。

しかし、方向性は借地を原則自由化する形で、規模拡大を進めていく。そのために障害になるものは除いていくという方向で、かなり具体的な農地法改正についての指示を私が出しているところであります。先ほど民間議員提案の 9 項目はパッケージ宣言だとおっしゃられたけれども、そういうように縛られてしまうと、法制度の検討は進みません。実は自民党内で農地に関するスタディチームがスタートしており、もう検討を始めているのです。秋までにはまとめて、年内に結論を得るということで、与党との間を、今詰め始めているのですけれども、そういう中で、自作地主義から借地主義への切りかえという農地制度のまさに抜本的な改革を今やろうとしているわけです。そここのところは法制上の問題、立法技術的な問題もありますので、お任せいただかないと、私は責任持ってこのことを進めるわけにはいかないと思います。

最後に増田議員の御発言については、全面的に私は異論があります。このことについては、丹羽議員が分権委員会委員長ですから、そちらで議論をさせていただきますけれども、農地法制的に言えば、農業上の利用の売買、貸し借りは、農地法の 3 条という規定なのです。それから、転用のために取引をするのは、農地法の 5 条に基づく。細かいことは言いませんけれども、3 条と 5 条が車の両輪で農地制度というものは組み立てられているのです。その意味で、5 条の部分、つまり、転用の部分を切り離して、制度改革をその他の部分だけでやってみろと言われても、それは法制的にも矛盾しますし、不可能だと思います。

最後に言いますと、国民に対する食料の安定的な供給、自給力を高めろというのは世論でしょう。それを高めるための基盤というのは、やはり農地と、先ほど言った人と技術なのです。

そういう意味で、これは何年後まで考えた方がいいのか。我々は日本民族の 50 年後を考えるのか、10 年後でいいのか。その辺の展望をはっきりさせなければならぬけれども、仮に 50 年後ぐらいまでは考えていなければいけないということであれば、日本の農地面積は 100 万 ha 以上減ります。それでどうやって国内で作物をつくるのか。特に土地利用型の農業をやっていけるのか。こうなるのですが、自治体が地域の事情に合わせて土地利用を考えるといいとしても、国の自給力を全体として確保するためには、どれだけの農用地が必要なのかといったことは、知事も

市町村長も考えないです。全体がどうだというのは、無理なのです。だから、その辺は国の責任、食料供給責任を国が負っている以上は、国の責任を明確に法制上も位置づけておかなければいけないと思います。

転用の実態もいろいろ調べていますけれども、大体、所有者は、農業をやりたくなくなった人は売りたいのです。企業の方あるいは公共団体もそうですけれども、まとまって広がっている土地は使い勝手がいいのです。しかも、そういうところが農用地域であれば、価額は安いのです。だから、買う方もそれがいい。そういう企業なり事業体が入ってきますと、地域が活性化するから歓迎だということで、市町村長さんも知事さんも、農地の所有者も、それを利用しようとする人も、安くて広い土地があれば大歓迎なのです。そういう形でつぶれていったわけですから、それはいわゆる普通の分権の世界とはちょっと違いまして、そういうものを任せ切りにして、国は食料供給の責任を負う。安定的な食料供給の責任を負います。でも、どうやって責任を負うのかという手段を持たないことになる。私はそう思っているのです。

だから、農地制度については、私も十数年、農林省の職員として、責任者として関わってきましたので、規模拡大こそが土地利用型農業の決め手だという認識については、人後に落ちないつもりでございますし、そのための農地法の解説を書いたこともある。一番の問題は、どうやって現実に土地を所有しながら有効に利用していない人から、その土地の権利を離してもらうようにしていくのかということ。その手法が難しい、困難だったということを申し上げたいと思います。

(増田議員) 一言だけよろしいですか。

(大田議員) 一言でお願いします。今の地方分権とは別途ですね。

(増田議員) もちろん、今のことに對しても全面的に異論があるのですが、この場は違うので、また別のところできちんと議論させていただきます。

(丹羽議員) 分権の方は、また別途お話をさせていただきます。

私もいっぱいあるのですけれども、今日、民間議員が出しました 9 項目の提案は、大宗において、方向は同じだと思う。定期借地権制度を 20 年以上にするということについても、大臣もそういう方向だとおっしゃっていますし、やはり一歩踏み出さないと、いつまで経っても何も起こらないのです。

私が一番言いたいのは、国際競争力をつけてコストを下げていかなければ、日本の農業は本当に衰退してしまうのです。現に農地、農業人口は減少を続けており、農業の生産額の GDP 比は、40 年前は 10% ぐらいあったのです。今は 1.7~1.8% です。あらゆるものが右肩下がりで衰退している。ここで歯止めをかけなければいけない。それは国のためにも、農民のためにもやらなければいけない。それがこの 9 項目の提案なのです。ここへ一歩でも踏み出してください。

(大田議員) かなりオーバーしていますので、済みません。

(丹羽議員) 一歩でも踏み出すのです。

(大田議員) それでは、議長から何かございますか。

(福田議長) なかなか難しい議論になりましたけれども、世界の食料事情が厳しく

なっている中で、日本の自給率が4割を切っているという事実もございます。また一方で、品質の高い国産農産物に消費者や流通業者の期待が高まっている。自給率を向上させるチャンスでもあるわけです。

また、日本の農業は高齢者が多いということで、いずれはリタイアすることとなるのですから、生産力は間違いなく低下する。その意味でも新しい農業構造を構築するための、これも1つの転換のチャンスではないかと思えます。そのために、今こういうことができるかということが重要であります。

農業の体質強化が目に見えて図られるように、農業が変わったと誰もが認めるような政策を待たないで進めていくことも必要なのではないかと思えます。今日、議論に出た9項目はその突破口になるものではないかと思えます。

したがいまして、若林臨時議員に、これらを含めて企業型農業経営を拡大し、平成の農地改革を進めるためのプランを何とか秋までにつくっていただき、経済財政諮問会議で議論していただけるようにしていただきたい。

(若林臨時議員) 議長、お言葉ですけれども、9項目ということで、一つひとつの項目の中で、それをパッケージにして縛られたら、多分、制度設計できないと思っています。だから、そういう方向が提案されたということについては承知をした上で、どうように進めていくか、法制上の問題を含めて、相談はしますけれども、制度設計は任せてもらわないと、私は責任を持ってこれを進めることはできないと思えます。

更にもう一言付け加えさせていただきますと、借地による規模拡大を大いにやるということでありますと、農業生産法人の要件を変えて、所有権を取得しやすくするようなことは余りやらなくてもいいはずだと思います。その辺が整理されないまま、ここに農業生産法人の要件の見直しとあるが、実際、制度設計をし、改正案について、関係与野党から合意を取りつけるには、これが大きなネックになります。とげになると思うし、そのとげを乗り越えるだけの価値があるだろうか。先ほど述べましたように、借地の規模拡大を株式会社も含めて原則自由にしていこうということであれば、農業生産法人の要件というのは、余り問題にならないと私は考えています。

(丹羽議員) 福田議長の御発言の趣旨は、この9項目をベースにして、若林臨時議員を中心に制度設計して、ここでもう一回議論しましょうということですから、是非お願いしたいです。

(福田議長) 目標は、農業構造を転換させることができるかどうかということなのです。ですから、そこに焦点を合わせていただきたいと思えます。

(大田議員) それでは、どうぞよろしく願いいたします。またプランをおつくりいただいて、経済財政諮問会議でも議論させていただきます。オーバーしまして恐縮でした。ありがとうございました。

最後の1つはすぐ終わります。

若林臨時議員、ありがとうございました。

(若林臨時議員退室)

○業種別生産性の向上について

(大田議員) 生産性向上プログラムについて、2月28日の経済財政諮問会議で業種別のプログラムを早期に策定・実行すべきという民間議員からの御提言を受けまして、議長からも各省においてきめ細かいプログラムをつくるようにという指示をいただいています。このうち、経済産業省所管のサービス業について、プログラムがとりまとめられましたので、甘利議員からその概要を御説明いただきます。他省の所管業種につきましては、とりまとめられ次第、別途、経済財政諮問会議の場で御報告することといたします。

それでは、よろしく申し上げます。

(甘利議員) 経済産業省においては、吉川洋委員長の下で産業構造審議会のサービス合同小委員会における議論を踏まえまして、当省所管の11業種につき、業種別生産性向上プログラムを策定し、75項目のアクションプログラムをとりまとめました。11業種の選び方ですけれども、例えば欧米に比べて生産性が低迷している業種、小売や情報サービス。あるいは相当の経済規模を持っている総合商社、自動車販売、対個人サービス。それから、今後世界市場成長が見込める分野、プラントエンジニアリング、認証サービス等々、そういう選び方をいたしました。

そこで、特にこの小委員会で重要と指摘された点は大きく言うと2点あります。

第1点でありますけれども、内向き志向であったサービス産業を「攻め」の姿勢に転ずることが重要というように指摘をされました。

具体的には、3つのフロンティアとして、第1にグローバル展開、第2にサービス・イノベーション、第3に公的セクターの革新などの積極的な開拓を行っていくことが重要であるということでございます。サービス・イノベーションというのは何かといいますと、業務の効率化と顧客満足度向上を同時に実現するもの。つまり効率化と付加価値向上を同時に行ったということです。例えば和倉温泉の旅館である加賀屋ですが、料理の自動搬送システムの導入によってバックヤード部門を効率化したのです。そうすると仲居さんが運ぶ時間の手が空きますから、その手が空いた仲居さんがお客様に対するおもてなし対応の重点化ができる。つまり効率化と付加価値を向上させたということです。

病院では、いでした内科というところですが、受付から会計まで60分という目標を掲げて、トヨタ生産方式を導入したのです。具体的に言いますと、病院内のカルテなどの書類の配置を変えることによる看護師の導線の見直しとか、予約のあるなしで患者を分けるとか、待ち時間の平準化・短縮化を図った。こういうトヨタ生産方式を導入して、徹底した業務プロセスの効率化に成功しまして、60分で診療が終わる患者率は2年で38%から85%に向上した。これにより顧客満足度も向上したということです。

公的セクターの革新といいますと、第1に、適切な規制改革と民間企業へのアウトソーシングの拡大です。

指摘事項の第 2 点に、消費者の信頼が極めて重要であるということ。サービス提供者の一人相撲ではなくて、消費者との間での信頼性を確保し、価値をともに作り上げるメカニズムが必要であるという指摘であります。普段、消費者は神様ですと言われますけれども、実は神様というより事業者にとってパートナーであるという発想です。具体的にどういうことかといいますと、例えば情報システムをくみ上げるときに、ユーザーから言われたとおりにやるよりも、ユーザーと議論しながら作り上げていく方が、ニーズに合ったものができる作り直しにならないのです。コストと時間が省けるということでもあります。

あるいは消費者に対する信頼性確保という点では、民間による認証制度等であります。もう一つは、CSI（カスタマー・サティスファクション・インデックス）、顧客満足度指数、これはアメリカなどで導入されていますけれども、このCSIの日本型モデルをつくることも重要であります。

以上の点を踏まえつつ、産業の発展段階に応じた一定のグルーピングを行えば、大まかな処方箋の方向性が見えてくるわけです。

成熟型産業であります小売業では、積極的なグローバル展開が不可欠でありまして、ある日系大手スーパーの中国・青島店は、同社の稼ぎ頭となっていて、海外展開の際の制度的障害を通商交渉などを通じて乗り越えていきたいということでありました。どういう障害があるかといいますと、例えば中国では1店舗1会社制にされているのです。店舗展開をするときに、もう一つ店舗をつくと、これはもう一つの会社ですから、その間のいろんな意味での資金移動ができない。こちらの在庫をこちらに移す場合に消費税を取られるとか、そういう齟齬があるのです。そういう制度的障害を、この通商交渉で乗り越えていくということでもあります。

成長型産業の1つの対個人サービスでは、消費者の信頼を確保することが市場拡大の大前提でありまして、代表例はエステ。認証制度などを通じて支援していきたいと思っています。

また、萌芽型産業、芽が出つつある産業の1つである認証サービス業では、認証行為の信頼性確保が重要であります。このために、認証取得者不祥事の際の取り消し処分などを明確化したガイドラインを定めていることとしています。

今回のプログラムは第1弾でありまして、今後各分野について検討を深掘するとともに、対象分野も広げていきたい。各省でも業種別生産性向上プログラムの策定を検討中と伺っていますけれども、こうしたサービス産業の生産性革新が、政府全体の動きとして広がっていくように、経済財政諮問会議においては引き続き議論を主導していただきたいと思います。

以上です。

(大田議員) 意欲的なプログラム、ありがとうございました。今日はもう時間が過ぎていきますので、恐縮ながら審議は中止させていただきます。

サービス業に焦点を当てて、本格的に生産性向上を進めるというのは初めての取組で、ようやくその道筋が開けてきたと思います。骨太方針にしっかりと盛り込みまして、経済産業省所管のサービス産業にとどまらず、この流れを政府全体に広め

ていく必要があると考えています。

それでは、以上をもちまして、本日の経済財政諮問会議を終了いたします。時間をオーバーいたしまして恐縮でした。どうもありがとうございました。

(以 上)